○執行機関の附属機関に関する条例(抄)

(共同設置の附属機関)

第1条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定により他の普通地方公共団体と共同して設置する執行機関の附属機関として、次のとおり附属機関を置く。

附属機関を共同し て設置する他の普 通地方公共団体		附属機関	担任事務
大阪府	市長	[略]	[略]
		大阪府市IR事業評	夢洲地区において民間事業
		価委員会	者が実施する特定複合観光
			施設区域整備法に基づく設
			置運営事業に係る認定区域
			整備計画の実施の状況の評
			価等に関する事項の調査審
			議及び市長に対する意見の
			具申に関する事務